

権利擁護と成年後見制度

専門教育科目 / 1 単位 / T 授業

担当教員 日田 剛

■使用テキスト

社会福祉士養成講座編集委員会(編)
『新・社会福祉士養成講座第19巻 権利擁護と成年後見制度 第4版』中央法規出版 2014

◆参考テキスト

日本社会福祉士会(編)
権利擁護と成年後見実践—社会福祉士のための成年後見入門 民事法研究会 2009
田中 亮一(著)
Q&A「成年後見」実務ハンドブック【改訂版】 セルバ出版 2009
権利擁護研究会(編)
ソーシャルワークと権利擁護“契約”時代の利用者支援を考える 中央法規出版 2001

講義概要・一般目標

現代の市民社会で生活している者は、対等・平等であることが原則であるから、自分での意見はお互いに主張し合って、調和点を見つけながら、社会生活を営むことができる。

近年、社会福祉の分野でも社会福祉基礎構造改革から社会福祉法の改正に伴い、社会福祉のサービス利用のシステムが「措置制度」から「契約」に転換し、利用者とサービス提供者との「契約」に基づき諸々の福祉サービスが提供されている。

しかし、社会福祉士が相談援助等で接する人の中には、高齢のために身体的にも精神的にも衰えている人、障がいを持つために自分の意思を十分に表明できない人などが存在する。このような人達は、判断能力の面で援助を必要としている要援護者であることが多い。だからこそ、「援助」の名の下に人権侵害をしないように、相手の立場に立って考えられることのできる鋭い人権感覚が求められる。

そこで、この科目では、相談援助を展開する上で、想定される法律問題を「福祉サービスの利用と契約」「消費者被害と消費者保護」「自己破産と保証」「行政処分と不服申立」など実際の相談でよくある問題に対応ができるために、基礎的に日本国憲法や行政法、民法などの法制度を学習し、具体的に成年後見制度や関連制度の内容を理解することで、誰のための何の権利擁護を実践しなければならないのかを明らかにし、社会福祉士として果たすべき使命と役割を理解し鋭い人権感覚を涵養する。

到達目標

- 1) 本講座では、権利侵害を受けやすい市民を守る上での必要な知識、制度を説明できる
- 2) 特に成年後見制度やそれに関連する諸制度の申立てから実践までの一連の課程で、ソーシャルワーカーが関わる必要性について理解を深め成年後見人としての業務が遂行できる基礎を理解し、合わせて説明できるようになる。

実務経験のある教員による教育

介護老人保健施設、ケアホーム等での社会福祉士としての実務経験及び宮崎県社会福祉士会の社会福祉士として、「ばあとなあ宮崎」の成年後見人養成研修を修了し、成年後見人等の実務経験(10年)を持つ担当教員(日田)による実践に即した指導をおこなう。

評価方法

科目単位認定試験により評価。

学習指導

第1章 相談援助の活動と法

この章のポイント

権利擁護に向けた相談援助の活動において想定される法律問題を第1節で学習することによって、法制度が相談援助の活動と密接に関連していることを理解する。第2節以降では、社会福祉士として権利擁護の役割を担うための法制度はどのようなものがあるのか理解する。

第2章 成年後見制度

この章のポイント

社会福祉士が成年後見制度の担い手として、法律専門職とともに権利擁護の役割を果たす意味を成年後見制度の基本的な仕組みや申立ての流れを学習することによって理解する。

また、最近の動向を踏まえ、後見事務のあり方など制度の課題を理解する。

第3章 日常生活自立支援事業

この章のポイント

日常生活自立支援事業が成年後見制度と車の両輪と位置づけられるのは何故なのかを第1節で学習し、成年後見制度との相違点や特徴を第2節でさらに学習することによって、この両者は相互に補完し合う形で機能を果たしていることを理解する。

第4章 成年後見制度利用支援事業

この章のポイント

現代の市民生活においては、私的自治の原則により、後見申立て費用や報酬は自分自身が負担すべきである。しかし、経済的理由で費用や報酬の支払いができない人は、成年後見制度を利用できないといった事態に陥るため、市長村が行う成年後見制度の利用を支援する事業を創設した。

第1節では成年後見制度利用支援事業の変遷を学習し、第2節で福祉行政が経済的理由で費用や報酬の支払いができない人に対してどのように支援していくかを学習することによってより成年後見制度の理解を深める。

第5章 権利擁護にかかわる組織・団体

この章のポイント

第1節で成年後見制度の根幹である家庭裁判所の役割を学習し、制度を支える法務局、市長村、社会福祉協議会、児童相談所の役割を第2節以降で学習する。成年後見制度が多くの組織や団体によって支えられ、各々が固有のサービスを提供しているため、社会福祉士はその役割や業務内容をいかに理解し、いつでも相談できるような体制を日頃から構築しておくことが重要であることを理解する。

第6章 権利擁護にかかわる専門職の役割

この章のポイント

後見を担う親族がいない場合や親族がいても困難な場合は第三者である専門家に後見を依頼することになる。その際、本人の状況によっては財産管理に優れた法律家に依頼したり、身上監護を得意とする社会福祉士に依頼したりすることになる。この章では、成年後見制度を含めた権利擁護制度にかかわる専門職の役割を学習するが、いずれの専門職においても鋭い人権感覚が必要であることを理解する。

第7章 成年後見活動の実際

この章のポイント

認知症を有する高齢者の虐待事例や重度知的障がい者の虐待事例から成年後見活動の実際を第1節から3節で学習する。さらに第4節で市長村長申立ての事例を学習することによって成年後見人等の役割と市長村の役割をより明確に理解する。

第8章 権利擁護活動の実際

この章のポイント

この章では、ソーシャルワーク実践は、児童から高齢者、障がい者、ホームレスの人などを対象にした幅の広い支援が必要であり、そのためには医療や福祉の知識だけでなく、総合的な知識が必要なことを、児童虐待、高齢者虐待、アルコール依存者、非行少年、ホームレス、多問題重複ケースの事例を通して学習する。

さらに、社会福祉士は、支援を必要としている人々の生活と権利を擁護することが、社会福祉士という専門職の価値と原則を具体化するものとしてとらえ、権利擁護制度を理解し、積極的に活用していく力が求められていることを再確認する。